

下記の業務について、企画提案競技に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和3年2月22日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和2年度～令和3年度 来館意欲醸成映像の制作業務委託

(2) 業務期間

契約日から令和4年3月31日まで

(3) 業務内容

旅行者向け来館意欲醸成映像の企画、制作を行う。また、動画共有サイト用サムネイル画像も制作する。

(4) 契約限度額

4,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 応募資格

応募者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 本県における一般業務委託に係る競争入札参加資格のうち、営業種目79「映像・ビデオ制作」を有している者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (2) 過去5年以内に本業務と類似の業務（Web配信用映像の企画、制作）を受託し、誠実に履行したと認められる実績がある者であること。
- (3) 企画提案書の提出の日から契約の時までの期間に、一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 担当部局、業務説明書の配付等

(1) 担当部局

静岡県富士山世界遺産センター企画総務課

〒418-0067 静岡県富士宮市宮町5-12

電話 0544-21-3776（休館日を除く） F A X 0544-23-6800

メール mtfuji-whc@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案応募要領の配布

ア 配布期間

令和3年2月22日（月）から令和3年3月18日（木）まで

イ 配布場所

上記(1)及び静岡県富士山世界遺産センター公式ホームページ上 (<https://mtfuji-whc.jp>)

4 企画提案書等の提出

本企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案応募要領で示す方法により、企画提案書等を令和3年3月18日（木）午後5時までに担当部局へ提出し、上記2の資格を有することの確認を受けなければならない。

5 応募資格の確認

応募資格の確認は、提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和3年3月22日（月）までに通知する。

6 ヒアリング審査

業務提案書等を提出した者のうち、応募資格を有することが確認された者に対して、業務提案書の提案内容についてヒアリング審査を実施する。なお、審査委員会委員及び審査委員会は非公開とする。

(1)開催日時 令和3年3月23日（火）の指定した時間

(2)会 場 静岡県富士山世界遺産センター1階 研修室（静岡県富士宮市宮町5-12）

7 委託業者の決定方法

提出された企画提案書の内容とヒアリング結果に基づき、最も優れた企画提案者を選定する。選定された企画提案書を提出した者を契約予定者として決定し、令和3年3月24日（水）までにメールにて通知する。

8 その他

(1) 詳細は企画提案応募要領による。

(2) 募集に係る説明会は行わない。

(3) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(4) 提案に伴う費用は、提案者の負担とする。

- (5) 契約保証金 免除
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 提案の具体化にあたっては、提案者の企画案を変更することがある。